

## 飯田市母子生活支援施設（北方寮）の今後の方針について

子育て支援課

### 1 施設の概要

- 建設年月日：昭和 54 年 3 月 ■稼働年数：37 年 ■定員：18 世帯 ■入所世帯：0 世帯（H28.11.1）
- 建物面積：1,007.83 ㎡(倉庫含む) ■敷地面積：1,894 ㎡（市有地） ■建物：鉄骨ブロック 2 階建
- 施設設備：共同風呂、和式トイレ ■施設職員：寮長含め 4 名（臨時職員）

### 2 経緯

飯田市北方寮は、稼働後 37 年が経過し、手入れは行き届いているものの老朽化が目立ってきている。入所者は市内の生活困窮者というより県内外からの DV 被害者の入所が増えており、平成 22 年度頃より入所世帯数は減少傾向にある。（平成 28 年 11 月 1 日から入所は 0 世帯）

施設に求められるソフト面の機能も、集成的な生活支援施設機能（住居）から、個々の世帯に寄り添った総合的な支援に繋げる必要性が生じており、見直しが求められている。加えて、飯田市公共施設マネジメント基本方針（H27.3 策定）」に沿って、関係者・市民の意見を聞きながら施設のあり方を検討した。

### 3 北方寮の現状

#### (1) 入所者の状況

- ・ここ数年の入所者は、飯田市在住の生活困窮者より県内外からの DV 被害者が増加。
- ・平成 22 年度以降入所世帯数は減少傾向が続き、H25 年度以降は 1～3 世帯の入居状況。
- ・平成 28 年度の入所者は、4 月に DV により県内から入所した 1 世帯 4 人のみ。
- ・平成 28 年 11 月 1 日から全世帯自立により、入所者は 0 世帯。

#### 〈年度別入退所状況〉

|           | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4/1 入所世帯数 | 6   | 10  | 11  | 11  | 10  | 7   | 1   | 1   | 2   |
| 年度内入所世帯数  | 10  | 8   | 7   | 5   | 5   | 0   | 7   | 2   | 1   |
| （市内）      | (5) | (5) | (3) | (1) | (1) | (0) | (2) | (1) | (0) |
| （市外）      | (5) | (3) | (4) | (4) | (4) | (0) | (5) | (1) | (1) |
| 年度内退所世帯数  | 6   | 7   | 7   | 6   | 8   | 6   | 7   | 1   | 3   |
| 年度末世帯数    | 10  | 11  | 11  | 10  | 7   | 1   | 1   | 2   | 0   |

#### (2) 施設の役割・機能

- ①【母子保護】施設入所者が安心して安全に生活出来る環境の提供。
- ②【自立支援】入所者の自立に関し、入所者に寄り添う相談支援、必要な手続き、同行支援の実施。
- ③【子どもの支援】入所児童に対し学習支援、登校支援、母が不在の際に保育・預かり・見守り等実施。

### 4 母子生活支援施設を巡る状況変化

- ・「母子生活支援施設運営指針（H24.3）」が厚生労働省から示され、母子生活支援施設は住居の提供としての「屋根貸し」から、母子の自立を支援する施設へと機能の転換が図られた。
- ・入所者のみならず、地域に住むひとり親世帯に対し、心理士や専門職を配置するなどして様々な相談を受けることが期待されるようになった。
- ・現在、母子生活支援施設を有する自治体は、県内では当市を含めて 4 市となっている。
- ・市内でも、プライバシーが守られている市営住宅、県営住宅、民間住宅に居住を希望する母子がほとんどであり、共同生活を好まない意識の変化による寮生活のニーズ低下が認められる。
- ・当市においては、社会資源や福祉サービスが充実（ファミリーサポートセンター、子育て短期支援事業、養育支援家庭訪問事業、こども家庭応援センターの設置など）してきている状況であり、子育て親子が地域の中で安定した生活を送ることが可能となってきた。

裏面あり

## 5 今後の方針（北方寮の休止とその後の方向性）

- ①利用者の減少と社会的ニーズの変化に対応するため、北方寮という、集合的な施設を用意したサポートから、公設住宅で利用されていない施設（戸建て）等による住宅を一時的に提供する支援に切り替える。  
北方寮については、現在入所者のない状況から平成29年3月末で施設を休止し、状況を判断する中で平成30年3月末までに施設を廃止とする。
- ②総合的な母子保護と居住・自立支援を行うために、DV被害者保護については長野県との連携を強化し円滑な支援に繋げる。母子生活の支援については、見守りや同行支援等を可能とする環境整備を進める。
- ③廃止後の施設の後利用についてはあらためて検討を行う。

## 6 北方寮の代替とする主な機能等

### (1) 母子保護対策

- ①DV防止法に定める一時保護する委託施設としての役割（緊急避難、一時保護）

⇒ 県女性相談センターが県内で委託契約している他施設にて対応（飯田下伊那の3か所）

### (2) 自立支援対策

- ①住居の提供、母子の保護

⇒ 居所を失い、当面生活する場がない母子を対象に、2か月を限度に居住させ自立のための必要な支援を行う住居を確保（公設住宅で現在利用されていない住宅1戸確保）。2か月の中で生活・住居等の相談対応を進める。

- ②生活支援、日常生活や母の育児の見守り、声かけ

- ③医療受診への同行

- ④ハローワーク、裁判所、弁護士、年金事務所などへの同行、手続き指導

⇒ ②～④については、北方寮の職員の代わりに、子育て支援課に相談員1名を増員し、家庭訪問、同行による支援を行う。

### (3) 子ども支援

- ①緊急時の保育園、小・中学校への送り迎え

⇒ ファミリーサポートセンター（育児支援）の活用により対応。（生活困窮者については利用料軽減について検討）

- ②子どもの対応、所属機関との連絡調整

⇒ 飯田市こども家庭応援センター、子育て支援課、児童相談所が連携して対応

## ※家庭の把握から支援について

子どもの貧困も含め気になる家庭を関係機関による連携体制を強化する中で把握していくとともに、ひとり親からの自発的な相談や、児童扶養手当現況届での面接相談等を通して、それぞれの家庭に適した形で、家庭の見守りや、必要に応じて関係機関と連携する中で総合的に支援をしていく。

## 7 休止に伴う職員数・経費等について

- ・職員数 4人（北方寮職員） → 1名（子育て支援課相談員）
- ・施設経費 1,800千円（施設管理運営） → 無人となった施設警備等の経費のみ